

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

第2984731号

(45) 発行日 平成11年(1999)11月29日

(24) 登録日 平成11年(1999)10月1日

(51) Int.Cl. ⁶	識別記号	F I	
G 0 6 F 19/00		G 0 6 F 15/30	3 6 0
17/60			L
G 0 7 F 7/08		15/21	Z
		G 0 7 F 7/08	R

請求項の数11(全 12 頁)

(21) 出願番号	特願平9-505776	(73) 特許権者	999999999 デジタル イクイブメント コーポレイション アメリカ合衆国 テキサス州 77070-2698 ヒューストン エス. エイチ. 249-20555
(86) (22) 出願日	平成8年(1996)2月12日	(72) 発明者	マネス マーク エス アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94127-2508 サン フランシスコ モンテレイ プールヴァード 1270
(65) 公表番号	特表平9-510814	(74) 代理人	弁理士 中村 稔 (外6名)
(43) 公表日	平成9年(1997)10月28日	審査官	中里 裕正
(86) 国際出願番号	PCT/US 96/01851		
(87) 国際公開番号	WO 97/03423		
(87) 国際公開日	平成9年(1997)1月30日		
審査請求日	平成9年(1997)3月7日		
(31) 優先権主張番号	500, 038		
(32) 優先日	1995年7月10日		
(33) 優先権主張国	米国 (US)		
前置審査			

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンピュータ化された商業取引を遂行する方法及び装置

1

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】 コンピュータネットワークで接続された複数のコンピュータシステムにおいてコンピュータ化された商業取引を遂行する方法であって、
 売り主コンピュータシステムに商品のデータベースを記憶し、
 仲買人コンピュータシステムから仲買人スクリップを購入するための消費者コンピュータシステムからの要求を前記仲買人コンピュータシステムへ送信することによって前記消費者コンピュータシステムと前記仲買人コンピュータシステムとの間の取引を開始し、該要求の確認後前記仲買人コンピュータシステムが応答して該購入された仲買人スクリップのデータ記録を送信して前記消費者コンピュータシステムに記憶させ、
 前記仲買人コンピュータシステムと前記売り主コンピ

2

ータシステムとの間の取引において、前記仲買人コンピュータシステムが前記売り主コンピュータシステムから売り主スクリップを購入するための要求を送信し、該要求の確認後前記売り主コンピュータシステムが応答して前記購入された売り主スクリップのデータ記録を送信して前記仲買人コンピュータシステムに記憶させ、
 前記消費者コンピュータシステムと前記仲買人コンピュータシステムとの間の取引において、前記仲買人コンピュータシステムにおける前記仲買人スクリップの承認の後前記消費者コンピュータシステムに仲買人スクリップと交換して売り主スクリップを与え、
 前記消費者コンピュータシステムと前記売り主コンピュータとの間の取引において、ある商品のための注文を出し、前記消費者コンピュータシステムから前記売り主コンピュータシステムへ売り主スクリップを提供し、

10

前記提供された売り主スクリップが前記売り主コンピュータシステムによって承認されたことに応答して、前記注文された商品を送付させるようにする、という階段を備えたことを特徴とする方法。

【請求項 2】前記仲買人コンピュータシステムから仲買人スクリップを購入するための前記消費者コンピュータシステムと前記売り主コンピュータシステムとの間の取引は、消費者クレジットまたはコンピュータ化された仮想現金等価物を仲買人スクリップと交換する階段を含む請求項 1 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 3】前記仲買人スクリップを承認する階段は、前記仲買人スクリップの照合コードを照合し、前記仲買人スクリップが未使用であることを照合し、前記仲買人スクリップが署名されていることを照合し、前記仲買人スクリップの使用に対する制限に違反していないことを照合し、前記確認の結果を信号送信するという段階を含む請求項 1 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 4】前記信号送信する階段は、前記承認が首尾よくいった場合には仲買人コンピュータシステムにおいてスクリップのシリアルナンバーを使用済と表示し、前記承認が不首尾の場合には消費者コンピュータシステムへエラーメッセージを送信するという段階を含む請求項 3 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 5】前記売り主スクリップを承認する階段は、前記売り主スクリップの照合コードを照合し、前記売り主スクリップが未使用であることを照合し、前記売り主スクリップが署名されていることを照合し、前記売り主スクリップの値を確認し、前記売り主スクリップの使用に対する制限に違反していないことを照合し、前記確認の結果を信号送信するという段階を含む請求項 1 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 6】前記仲買人コンピュータシステムは、売り主スクリップを発生する能力を有する請求項 1 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 7】コンピュータネットワークで接続された複数のコンピュータシステムにおいてコンピュータ化された商業取引を遂行する方法であって、

消費者コンピュータシステムから仲買人コンピュータシステムへ電子通貨を表す所望の値の仲買人スクリップを購入する要求を出し、前記仲買人コンピュータシステムにおいて前記要求を処理して前記所望の値の仲買人スクリップを表すデータ記録を前記消費者コンピュータシステムへ送り該消費者コンピュータシステムに記憶させ、別に、前記仲買人コンピュータシステムから売り主コンピュータシステムへ売り主スクリップを得る要求を出し、前記売り主コンピュータシステムにおいて前記要求を処理して売り主スクリップを表すデータ記録を前記仲

買人コンピュータシステムへ送り該仲買人コンピュータシステムに記憶させ、

前記消費者コンピュータシステムと前記仲買人コンピュータシステムとの間の取引において、前記消費者によって得られた仲買人スクリップを前記仲買人コンピュータシステムによって記憶された売り主スクリップと交換し、

商品の購入価額に少なくとも等しい値を有する売り主スクリップを前記消費者コンピュータシステムから前記売り主コンピュータシステムが受信したものと交換に、前記商品を前記消費者へ送付させるようにする要求を前記消費者コンピュータシステムから前記売り主コンピュータシステムへ出すという階段を備えることを特徴とする方法。

【請求項 8】前記仲買人コンピュータシステムおよび売り主コンピュータシステムの各々は、データベース記録を記憶しており、該データベース記録の各々は、仲買人 / 売り主コードと、スクリップ値と、終了期日と、シリアルナンバーフィールドと、照合コードと、有効フラグと、分類とを含む請求項 7 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 9】前記消費者コンピュータシステムによって出される要求の前記仲買人コンピュータシステムによる処理は、あるユーザの確認および該ユーザの購入の確認を確認し、ある通貨を受け取り、適当な仲買人 / 売り主コード、スクリップ値、終了期日、シリアルナンバー、照合コード、有効フラグおよび分類を有する仲買人スクリップを発生するという段階を含む請求項 7 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 10】前記仲買人コンピュータシステムから前記売り主コンピュータシステムへの前記要求を処理する階段は、前記仲買人コンピュータシステムの確認を確認し、前記仲買人コンピュータシステムから通貨を受け取り、前記仲買人コンピュータシステムから受け取った前記通貨を確認し、適当な仲買人 / 売り主コード、スクリップ値、終了期日、シリアルナンバー、照合コード、有効フラグおよび分類を有する売り主スクリップを発生し、該売り主スクリップをエンコードするという段階を含む請求項 7 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【請求項 11】商品を送付するための前記消費者コンピュータシステムからの要求の提示に応答して、前記売り主コンピュータシステムは、前記売り主スクリップの確認を照合するために前記売り主スクリップをデコードし、該照合階段が失敗する場合には該取引を終了し、前記スクリップ値を確認し、該確認された売り主スクリップのスクリップ値が前記商品の購入価格を越えている場合には売り主スクリップの過剰値を前記消費者コンピュータシステムへ返送する請求項 7 に記載のコンピュータ化された商業取引を遂行する方法。

【発明の詳細な説明】

発明の分野

本発明は、一般に、ネットワーク化されたコンピュータシステムに係り、より詳細には、ネットワーク化されたコンピュータシステムを用いて商業取引を電子的に遂行する方法及び装置に係る。

先行技術の説明

電子形態の通信、電信、電話、無線、テレビ及び最近のデジタルネットワークの出現に伴い、デジタルコンピュータシステムを用いて商業取引を電子的に遂行することが可能になった。電子的にエンコードされたファンドは、そのファンドの電子的表示を複製することが取るに足らない問題であるという点で、物理的な通貨とは相違する。コンピュータ化された商業取引を遂行する際に直面する最も困難な作業は、電子的ファンドの不法な再使用を検出し、例えば二重使用のようなファンドの不法再使用を検出することである。

既知の電子ファンド転送システムは、一般に、電子ファンドの有効性を確認するために売り主と消費者との間に「信用のある」第三者を必要とする。しかしながら、第三者の必要性は、余分な通信及び余分な暗号化のコストがかかるために各取引の経費を増大する。更に、例えば、ウエスタンユニオン及びフェデラルリザーブバンクのような現在の電子ファンド電送ネットワークは、通常、「盗聴」を逃れるために物理的な機密通信媒体を必要とする。このような機密ネットワークは、一般に、消費者には自由に利用できない。

電子ファンド取引の別の方法は、予約サービス、又はクレジットカード会社から提供される手形勘定により、売り主と消費者との関係を確立することを含む。これらの方法は、合理的な確認機構があれば、取引要求を効率的に取り扱うことができる。しかしながら、これらの方法は、「勘定」即ち信用の価値を前もって設定する努力を必要とする。多数の消費者、例えば、インターネットとして知られている大きなコンピュータネットワークの全ての潜在的なユーザに対して勘定を設定しそして信用情報を維持するには、システムのコストを大幅に増大させることになる。

インターネットのような公衆アクセス通信ネットワークの近年の成長は、低コストのコンピュータ化された商業取引システムの必要性を加速した。更に、情報マーケットでは、100分の1セント程度の小額の取引を経済的にサポートするところが特に必要とされる。例えば、マルチメディアネットワークの保存場所にある著作権資料の1枚1枚の「ページ」が挙げられる。現在のコンピュータ化された商業取引システムは、一般に、その取扱コストが、「微量の商業取引」において取引される商品の価格を遙かに越えるものである。

又、例えば、クレジットカード会社を利用する現在のシステムは、カード会社が購入に関する集中記録を維持

しそして通常は信用調査会社を1ヵ所しか有していないので、消費者のプライバシー保護レベルが低いものとなる。

そこで、取引を処理するコストが非常に低いコンピュータ化された商業取引システムを提供することが要望される。このシステムは、照合可能な勘定書と正確に対話できねばならない。加えて、このシステムは、盗難防止でなければならない。

発明の要旨

10 本発明は、その広い形態において、請求の範囲の独立請求項に各々記載したコンピュータ化された商業取引を遂行する方法及びシステムに関する。

以下に述べるように、コンピュータネットワークで接続された多数のコンピュータシステムにおいてコンピュータ化された商業取引を遂行する方法であって、仲買人コンピュータシステムを用意し、この仲買人システムは、仲買人スクリップのデータベースを有し、仲買人スクリップの各々は、ある形態の電子通貨を表し；更に、売り主コンピュータシステムを用意し、この売り主コンピュータシステムは、仲買人スクリップと交換できる商品を含むデータベースを有し、この売り主コンピュータシステムは、売り主スクリップを付与することができ；更に、消費者コンピュータシステムを用意し、この消費者コンピュータシステムはユーザインターフェイスを有し、ユーザは消費者コンピュータシステムにおいて取引を開始し、売り主コンピュータシステムのデータベースに含まれた1つ以上の商品を得ることができ；仲買人コンピュータシステムから第1の仲買人スクリップを得るために消費者コンピュータシステムのユーザから第1の要求を送信し；この第1の要求を仲買人コンピュータシステムにおいて処理し；この処理段階に回答して消費者コンピュータシステムに第1の仲買人スクリップを送信し；売り主コンピュータシステムから第1の売り主スクリップを得るために仲買人コンピュータシステムから第2の要求を送信し；この第2の要求を売り主コンピュータシステムにおいて処理し；この第2の要求の処理段階に回答して仲買人コンピュータシステムへ第1の売り主スクリップを送信し；第1の商品に対し消費者コンピュータシステムから仲買人コンピュータシステムへ第3の要求を送信し；第1の売り主スクリップに対して第1の仲買人スクリップを変換し；そしてこの変換段階に回答して消費者コンピュータシステムへ商品を送付するという階段を備えた方法が提供される。

このような構成では、数分の1ペニーで最良に評価された価格でサービス及び情報を交換することのできる機構が提供される。

図面の簡単な説明

50 本発明の新規な特徴は、請求の範囲に規定する。しかしながら、本発明それ自体、その特徴及び効果は、添付図面を参照した特定の実施形態の以下の詳細な説明より

最も良く理解されよう。

図 1 は、コンピュータ化された商業取引を遂行するためのコンピュータ化されたシステムのトップレベルブロック図である。

図 2 は、図 1 のシステムに使用されるコンピュータシステムのブロック図である。

図 3 は、図 1 のシステムの動作をフローチャートである。

図 4 は、図 1 のシステムに使用されるスクリップを表す信号を記憶するデータ記録のブロック図である。

図 5 は、図 4 のデータ記録を確認するのに用いるプロセスのフローチャートである。

好ましい実施形態の詳細な説明

図 1 は、本発明の原理によりコンピュータ化された商業取引を遂行するためのコンピュータ化されたシステム 100 を示す。このシステム 100 は、通信ネットワーク 140 で相互接続された仲買人システム 110、売り主システム 120 及び消費者システム 130 を備えている。

明瞭化のため、図 1 のシステム 100 は、1 つの仲買人システム、売り主システム及び消費者システムしか示していない。実際には、多数の仲買人システム、売り主システム及び消費者システムをネットワーク 140 により相互接続することができる。

仲買人システム 110 のユーザ 111 は、銀行、クレジット提供者、又は他の形式の財務サービス会社である。売り主システム 120 は、売り主 121 により操作される。売り主 121 は、消費者のための商品を提供する。

消費者 131 は、消費者コンピュータシステム 130 を使用して、売り主 121 の商品 150 を「電子的」に入手することができる。売り主 121 により提供される商品 150 は、いかなる形式の製品及びサービスでもよい。ネットワーク 140 は、公衆又は専用のものであり、例えば、インターネット、交換電話システム、サテライトリンクシステム等である。

仲買人システム、売り主システム及び消費者システムとして使用するのに適したコンピュータシステム 200 が図 2 に示されている。このコンピュータシステム 200 は、通信バス 240 で互いに接続された中央処理ユニット (CPU) 210、メモリ 220 及び入力 / 出力インターフェイス 230 を備えている。CPU 210 は、ユーザ 250、例えば、仲買人、売り主又は消費者の指示により、データを操作するためのソフトウェアプログラムを実行する。プログラム及びデータは、データベース (DB) 221 としてメモリ 220 に記憶することができる。

メモリ 220 は、揮発性半導体メモリ及び接続性記憶媒体、例えば、ディスクを含むことができる。I/O インターフェイス 230 は、ネットワーク 140、ユーザ 250、及び他のコンピュータシステム周辺装置、例えば、プリンタやテープ等とデータを通信するためのものである。

コンピュータシステム 200 は、仲買人システム、売り

主システム又は消費者システムとして機能するようにサイズが決められている。例えば、消費者コンピュータシステム 130 としてサイズが決められるときは、コンピュータシステム 200 は、固定用又はポータブル用の小型パーソナルコンピュータ (PC) である。仲買人 111 及び売り主 121 により使用するのに適したコンピュータシステム 200 の構成は、多数のプロセッサと、「フェールセーフ」機能をもつ大きなデータベースとを含む。フェールセーフ機能は、データベース 221 が長期間にわたって機密保持されるよう確保する。

図 3 は、本発明の好ましい実施形態によるシステム 100 の動作を示す。消費者 131 は、例えば、「通貨」310 を用いて、仲買人 111 で形成される「電子」仲買人スクリップ 320 を購入する。ここで、購入とは、消費者 131 及び消費者の通貨 310 の確証が確認されたときに、仲買人システム 110 がデータ記録の形態の信号を発生することを意味する。この信号は、ネットワーク 140 を経て消費者システム 130 へ通信され、消費者システム 130 のメモリ 220 のデータベース 221 に記憶される。

スクリップ 320 と変換される通貨 310 は、現金、小切手、クレジットカード、銀行の ATM カード、借り入れカード、電話カード、又は他の項目の対価でもよい。又、スクリップ 320 は、プロモーション計画において頻繁に使用される「クーポン」と自由に交換することもできる。「クーポン」は、スクリップの形態でもよい。

本発明の好ましい実施形態によるスクリップは、以下で詳細に説明する。簡単に述べると、スクリップは、スクリップの作成者によってエンコードされる。これは、スクリップが、その発信者しか暗号解読できない暗号化情報を保持することを意味する。更に、各スクリップは独特に識別することができる。1 回の使用の後に、スクリップの発信者は、データ記憶の信号がその発信側コンピュータシステムで処理するのにもはや受け入れられないという意味で、それを「無効化」することができる。

仲買人 111 は、上記のように、同様の取引 303 において、商品電子売り主スクリップ 330 に対して通貨 310 を交換する。売り主スクリップ 330 は、売り主システム 120 により発生される。或いは又、仲買人システム 110 は、必要に応じて消費者 131 に対して売り主スクリップ 330 を発生するライセンス付きソフトウェアプログラムを実行する。この場合に、ライセンスの「対価」は、その権利所有者が発生し得るスクリップの量に比例する。以下に述べるように、スクリップは、発行者がその発行したスクリップに関するデータをいつまでも維持する必要がないように終了期日をもつことができる。

取引 304 において売り主 121 が提供する商品 150 を希望する消費者 131 は、取引 302 において売り主スクリップ 330 に対して仲買人スクリップ 320 を交換することができる。商品 150 の購入価格が売り主スクリップ 330 の値より低い場合には、新たな売り主スクリップをその差額に対

10

20

30

40

50

し「釣り銭」として発行することができる。個別な取引形式は、消費者131が、売り主スクリップ330を通貨310又は仲買人スクリップ320におそらくある費用で戻すように売り主121に依頼できるようにする。

別の実施形態において、消費者131は、第三者である仲買人を必要とせずに、売り主スクリップ330を直接入手するように売り主121との「勘定」を確立することができる。勘定を確立するとは、売り主コンピュータシステム120に勘定データ記録が維持されることを意味する。

消費者131は、取引304において、売り主スクリップ330を売り主121へ提供する。売り主121は、売り主スクリップ330を解読し、その確証を照合すると共に「通貨」量を確認する。照合は、スクリップがまだ未使用のものであるかどうかも決定するようにローカルデータベースをチェックする。取引304が承認されると、所望の商品150が消費者131へ送付される。取引304において、過剰支払いの量の値をもつ売り主スクリップの形態の釣り銭、例えば、ネットワーク140により通信される別のデータ記録を消費者131へ返送することもできる。

システム100の効果として、消費者のプライバシーが保護される。売り主スクリップを供給する仲買人は、取引を見れば、消費者が何を入手しようとしているかを決定できるが、その取引に必要な当事者ではない。従って、どんな商品が入手されるかを仲買人が知ることは、不可能ではないが、あり得ない。売り主121は、消費者131の身元を知る必要がない。売り主121は、有効な売り主スクリップ330が商品150に対して交換されることを確保するだけでよい。換言すれば、仲買人、売り主及び消費者のデータベースは、公知のコンピュータシステム及びデータベースを「防火壁」構造にするための方法及びシステムを用いて個別に且つ機密に維持される。

スクリップを表す電子信号であって、システム100により処理及び通信される電子信号は、図4を参照して説明する。これらの信号は、メモリ220に静的に保持されるが、データベース221のデータ記録410として観察することができる。

図4は、例えば、図2のデータベース221として仲買人システム及び売り主システムに維持されるスクリップログ400を示している。ログ400は、複数のスクリップ記録410を含む。各記録410は、「スクリップ」が発生されるときにログ400に記憶される。記録410が発生された後に、記録のコピーが要求者に通信される。各記録410は、仲買人/売り主カード412と、スクリップ値414と、終了期日416と、シリアルナンバー418と、照合コード420と、有効フラグ422と、分類424とを含む。

仲買人/売り主コード412は、スクリップを発生した発信者、例えば仲買人又は売り主を独特に識別する。スクリップ値414は、通貨310に対して交換できる単位値である。スクリップ値414は、通路310により得られるもの

とは異なる量でもよい。例えば、スクリップ値は、セントの分数の倍数、例えば、1セントの1/100の量として表すことができる。

終了期日416は、発生されたスクリップが絶対的に無効となるべきを決定する。終了期日416は、例えば、分、時間又は日或いはその組合せで表すことができる。終了期日416の使用は、売り主及び仲買人の簿記業務を単純化する。「終了期日になった」スクリップは、ログ400から削除することができる。終了期日416は、「無効」のスクリップの流通も排除する。

シリアルナンバー418は、スクリップ記録410を独特に識別する。シリアルナンバー418は、紙幣として使用されたシリアルナンバーと比較することができる。仲買人及び売り主は、このシリアルナンバー418を用いて、ログ400の記録を探索し、そして値414がシリアルナンバー418と一致するように確保することができる。

照合コード420は、ランダムなものでよいが、ある範囲のシリアルナンバーをカバーするシーケレットを取り上げ、そして値414、シリアルナンバー418及びシーケレットに基づく関数を計算し、例えば、シーケレットが後に続くデータフィールドの残り部分のMD-5ハッシュ値を計算してコード420を発生することにより、必要なデータ記憶量を最小にすることができる。

更に、MD-5又はSHA信号を使用し、照合コード420の送信を必要とせずに、送信者が照合コード420を知っているという証拠を送ることができる。シーケレットSの所有を与えるメッセージを送信するために、Mの後にMをハッシュをそしてその後にSを送信し、従って、Mを確認するためにSが必要であることを知っている受信者は、ハッシュ値を計算しそして結果を比較することができる。スクリップが発生されると、有効フラグ422がセットされる。スクリップを使用すると、フラグ422がクリアされる。従って、不正に複製されたスクリップ記録の受け取りを確認することができる。スクリップは、いったん使用されると、ほとんどの場合、再使用することができない。

分類424は、消費者、例えば、学生、年長の市民、又は他の特別に関心のある消費者グループを資格決めするために固有の価格差をもつスクリップを提供できるようにする。又、分類424は、スクリップをその意図された用途に関して区別できるようにする。例えば、未成年者やタバコのように年齢や商品による制約をもつスクリップを発行することができる。分類情報424は、仲買人により発生され、仲買人は、このような情報をいったん照合して全ての売り主に送ることができ、強力な暗号化技術の使用により顧客データを確証できるようにする。

同様に、ネットワーク140の識別可能な地域に通信されるスクリップは、国境及び輸出規定に違反する製品とは交換することができない。スクリップは、更に、特定の商品、商品の質及び使用期限、例えば、「割り当て」

を識別するように分類することもできる。

スクリップを表す信号を操作するプロセス500が図5に示されている。一般に、各スクリップの取引は、要求と応答を含む。要求を指示する信号が到着しない場合には、それが再送信される。応答が失われた場合には、応答の一部であるスクリップも失われる。しかしながら、最後の取引を厳密に繰り返すことができる場合には、同じ消費者による同じ要求の直後の受け取りを引き受けることができる。

ステップ510においてスクリップが受け取られる。スクリップの受信者は、スクリップの発信者のみが知っている方法に基づきスクリップを暗号解読する。スクリップをデコードできない場合には、スクリップがステップ599において除去される。照合コード420はステップ530において検査され、一方、シリアルナンバー418はステップ540において確認される。その両方が正しいと分かった場合には、スクリップがステップ550において承認される。さもなくば、スクリップはステップ599において除去される。スクリップが承認されると、商品150を放出することができる。例えば、スクリップは、ネットワーク140に記憶された情報に対して交換することができる。

スクリップは、「連続化」することができる。これは、消費者がライセンスを維持する限り、売り主が、商品と共に、その後の取引に使用できる新たなスクリップを交換すること意味する。この形式の変換は、定期刊行物や、繰り返し注文される他の商品のような続き物の商品に対して使用される。同様に、ここに述べるシステム

100は、会員消費者に対し売り主により提供されるサービスへのアクセスを制御するのに使用することができる。消費者が会員であり続ける限り、消費者からのスクリップが受け入れられる。

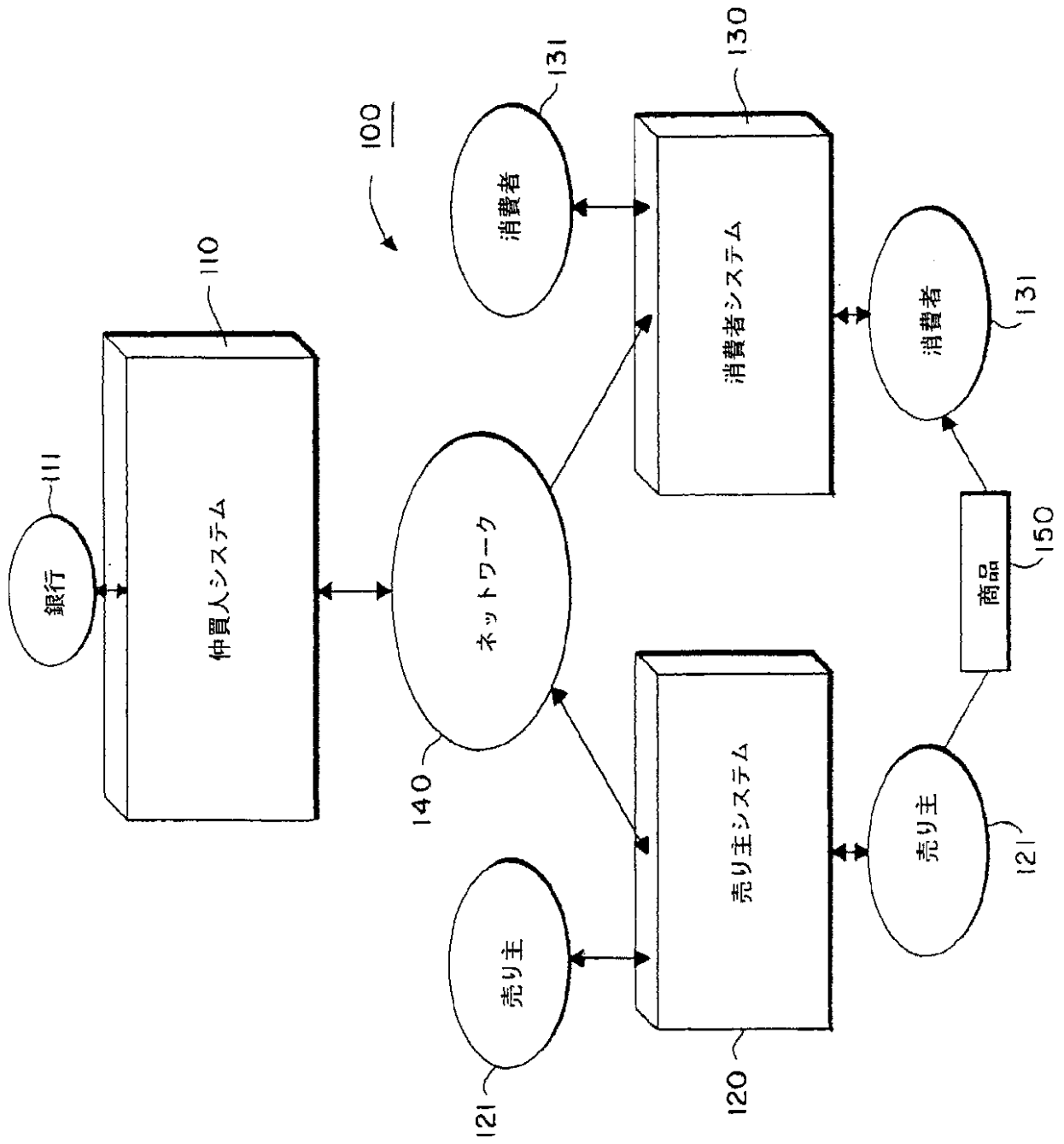
スクリップは、使用後に無効化される必要はない。売り主の選択により、スクリップは、多数回受け入れることもできるし、或いは複製されたスクリップを、指定の期間中にプロモーション商品と交換することもできる。即ち、スクリップの分類424は、スクリップが「アクティブ」になる前に消費者がどのような他の条件を満たす必要があるかを指定する。例えば、消費者が最初に特定の1組の必須条件取引に参加する場合だけスクリップをアクチベートすることができる。

スクリップは、インターネットのような広く分布したネットワークでは、電子メール、例えば、「e - メール」に対する「スタンプ」として流通させることができる。従って、スクリップは、e - メール投函、発送、配達及び調整に関連した費用を回収することを考慮している。

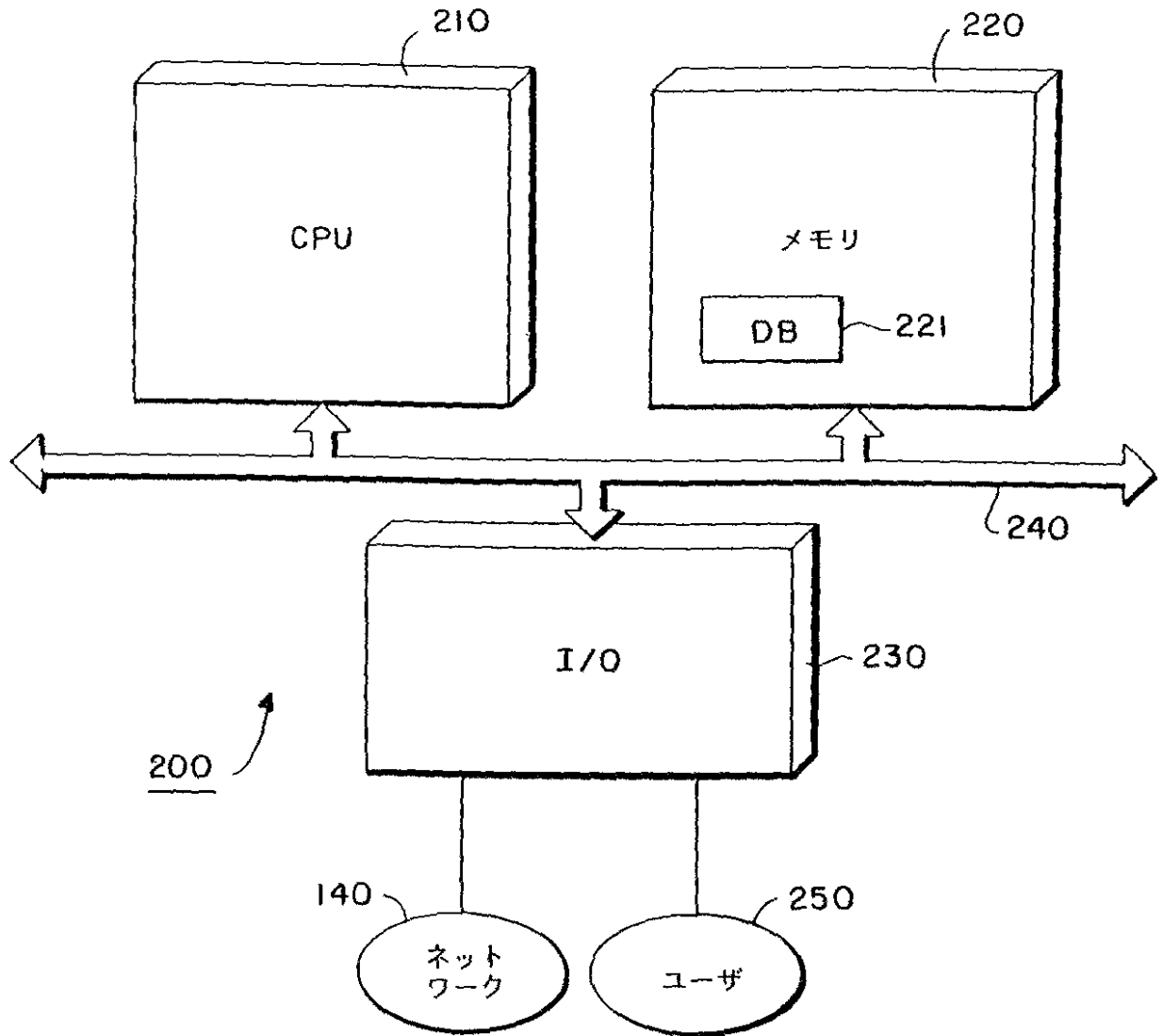
上記システム100は、公知のシステムとは異なる仕方で動作する。消費者は商品提供者とのクレジット勘定を確立する必要がない。消費者は、彼等が責任をもつ取引が有効であることを容易に照合することができる。

以上、本発明の好ましい実施形態を説明したが、当業者であれば、その概念を組み込んだ他の実施形態も容易に明らかであろう。それ故、本発明は、上記説明に限定されるものではなく、請求の範囲のみによって限定されるものとする。

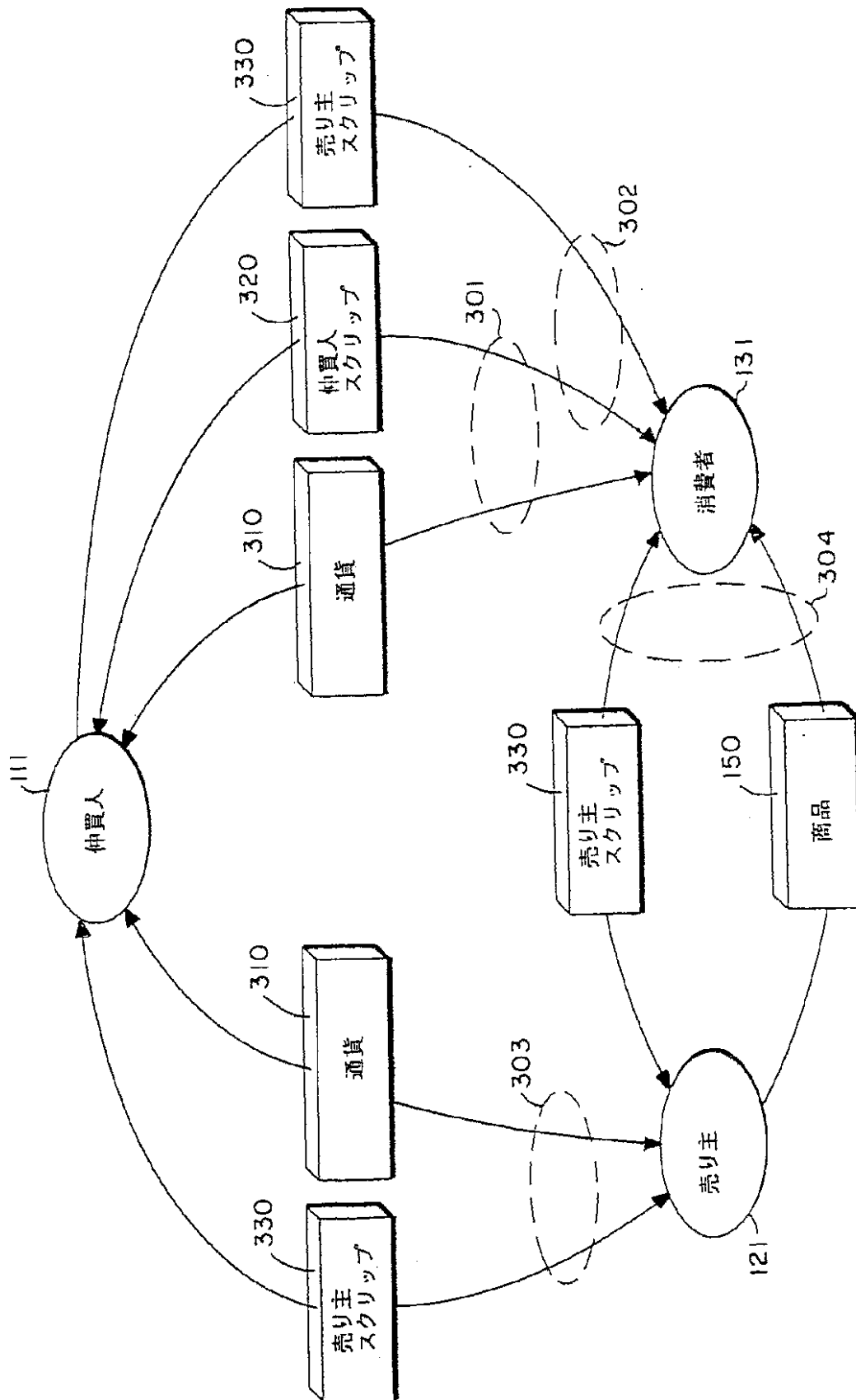
【第1図】



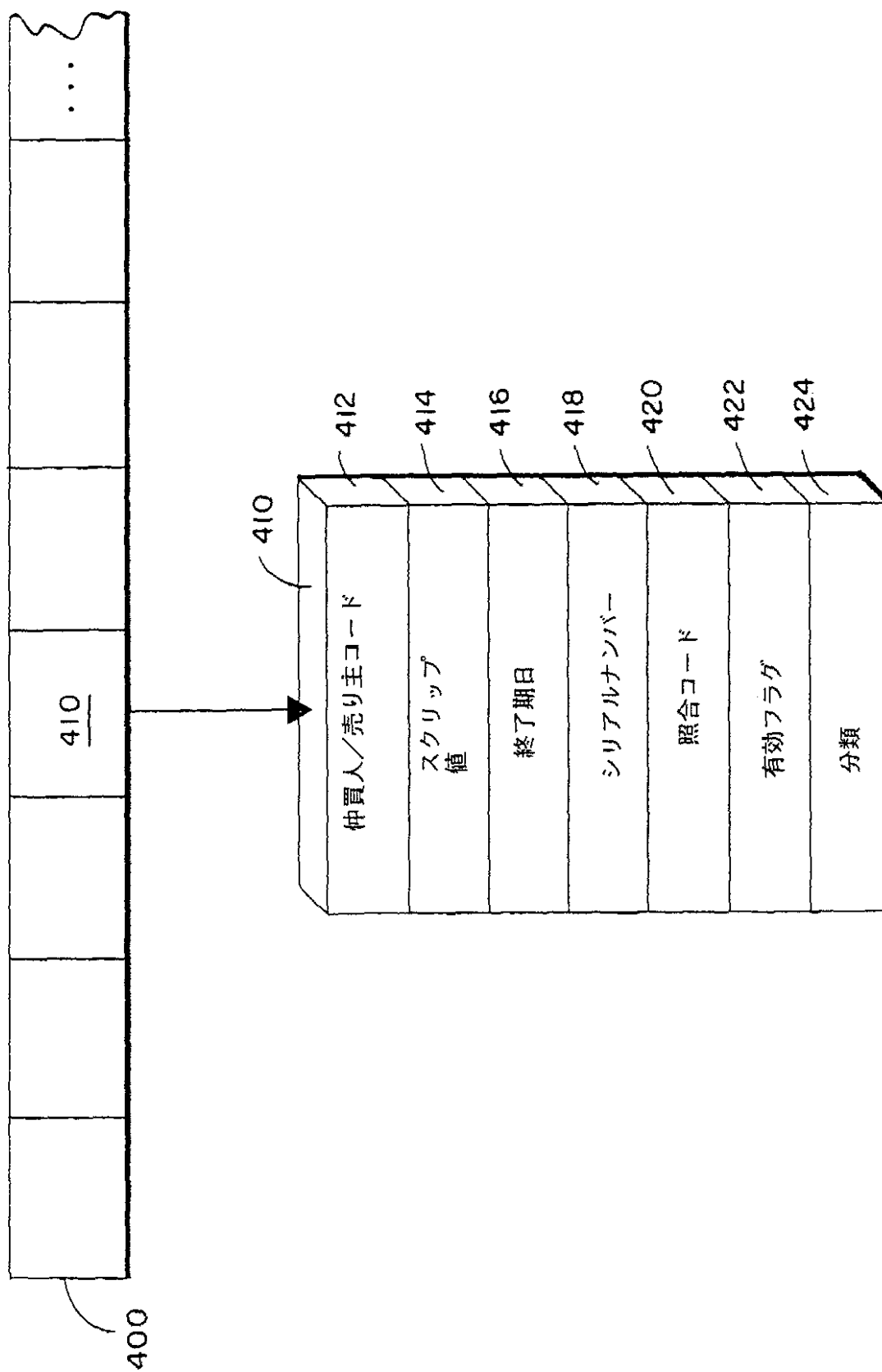
【第2図】



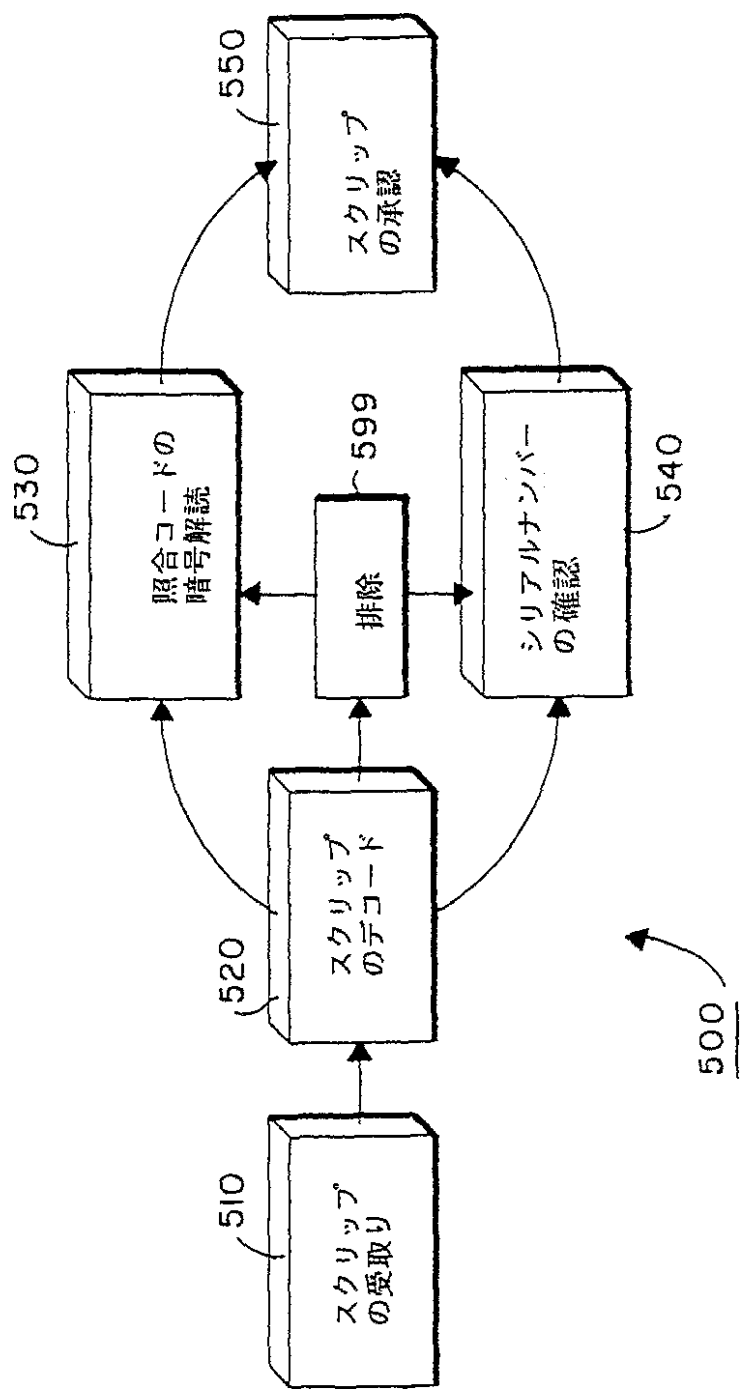
【第3図】



【第 4 図】



【第5図】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開 平 5 - 307559 (J P , A)
電子情報通信学会技術研究報告 I N
87 - 94 V o l . 87 , N o . 321 p .
7 - 12
ネットワーク・セキュリティ 日経マ
グロウヒル社 , p . 283 - 287

(58)調査した分野(Int.Cl.⁶ , D B 名)
G06F 19/00
G06F 7/08